

# 合気道における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

令和3年11月1日

公益財団法人 合気会

## 1.はじめに

公益財団法人合気会は、このたび、令和3年1月23日に発表したガイドラインを改定いたしました。

本改定の目的は、感染拡大防止対策を徹底しながら道場・団体活動を継続するためであり、稽古実施にあたって行うべき基本的な新型コロナウイルスの感染拡大防止策や注意点等を整理したものです。

各道場・団体の責任者は、本ガイドラインを踏まえ、地域や施設における状況を考慮し適切な感染拡大防止策をとりながら稽古の実施判断を行っていただきますようお願いいたします。

## 2.感染拡大防止の3つの柱

合気道においては、下記を感染拡大防止の3つの柱として対応を整えて実施する。

- ①稽古にあたり適切な感染予防対策の実施。
- ②各自治体の方針に沿って感染リスクを抑制した段階的な稽古の実施。
- ③稽古参加者の把握と感染者発生時の関係者・機関への適切な連絡。

### 3.具体的な感染防止対策

- ①こまめな手洗い、手指の消毒の実施。
- ②道場出入口には消毒薬を設置し、適宜手洗いや消毒ができる場所を確保する。
- ③体温の記録（公共施設の稽古場について、別途取り決めがある場合を除く）。道場で体温計を用意する場合は非接触型のものが望ましい。
- ④換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行う。
- ⑤タオルや飲み物を共有しない。
- ⑥冷水機など共有で使用する設備の使用を避ける。使用する場合は、管理と消毒を徹底する。
- ⑦更衣室の利用は短時間の利用とし、利用人数を制限する。
- ⑧参加者が稽古当日及び利用前1週間において以下の事項に該当する場合は、参加の見合わせを求める。
  - ア 体調がよくない場合（発熱・咳などの風邪症状、息苦しさ、強い怠さ、味覚・嗅覚異常等）。
  - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。
  - ウ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者と濃厚接触した場合。
  - エ 過去10日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合。
- ⑨稽古後は直ちに解散をする。
- ⑩その他感染防止のために施設管理者等が決めたその他の措置を遵守する。

#### 4.稽古実施時における留意事項

稽古を実施する際は、下記を遵守してください。

- ①施設利用時は稽古中も含め、原則マスクを着用すること。
- ②暑さ等の負荷を考慮し、稽古中は適宜休憩をはさみ、指導者は水分補給やマスクの着脱について指示をすること。
- ③指導者は、施設の換気を徹底するとともに、技ごとに休憩をいれる、稽古中の休憩時間を長めにとるなどして稽古参加者の呼気が激しくならないよう配慮すること。
- ④手指消毒をする際に使用する消毒薬は、可能な限りアルコール（濃度 70%以上 95%以下のエタノール）を用い、安全に配慮して適切なウイルス対策をとるようにすること。また、アルコールに過敏な方もいることから、石鹸等を用いた「手洗い」をする時間を稽古前後に設けるなど配慮すること。
- ⑤発熱や軽度であっても咳、味覚、嗅覚障害等の症状があらわれた人は稽古をさせないようにすること。
- ⑥指導者は稽古内容を記録するとともに、個人情報の取扱いに十分注意しながら稽古参加者の連絡先を把握するように努め、利用施設等から参加者連絡先の提出指示があった場合は、その要請に従うこと。
- ⑦参加者の中に罹患者が発生した場合は、直ちに稽古を中止し、保健所等の機関にくわえ、（公財）合気会および利用施設の責任者に報告すること。

## 5.段階的な稽古内容の目安

感染拡大防止を目的とした各自治体からの要請（以下、各自治体からの要請）内容を稽古実施可否の基準とし、各自治体からの要請が稽古中止を求めるものでなければ、前項の留意事項および地域や施設における状況を考慮した各道場・団体の責任者の判断に基づいて、下記の段階的な稽古の目安に基づいた稽古を行うことができます。段階を上げる場合は、各道場・団体が定めた一定の期間を経てから徐々に段階を上げるようお願いいたします。段階の移行については、事前に会員に対して告知を行う等、会員の心情に十分に配慮するよう努めてください。

ただし、各自治体からの要請の如何に関わらず、稽古で利用する各施設等で合気道の活動（稽古、稽古に伴う更衣や掃除等）の中で新型コロナウイルス感染症が発生した場合は、稽古中止も含む措置を検討してください。施設が再度利用可能になった場合、要求される感染拡大防止対策のレベルが上がることを考えられるため、施設の方針に沿い、原則、段階1から稽古を再開してください。なお、感染症対策について行政等の対応に変化がみられた場合は、その指示にしたがってください。

## 段階 0

各自治体からの要請が発令中。単独・相対での稽古を問わず合気道の稽古は行わない（リモートを除く）。

## 段階 1

感染拡大防止対策を徹底し、単独稽古および相対稽古を再開。ただし、稽古相手を変えることは不可。稽古人数制限あり（2名で畳4枚ほどを目安とする）。

## 段階 2

感染拡大防止対策を徹底したうえで段階1の稽古内容に加え、稽古相手を変えることができる。会員が密集する状況を作らない。掛かり稽古、多人数掛け、多人数取りは行わない。

## 段階 3

感染拡大防止対策を徹底したうえで通常稽古を再開することができる。稽古相手を変えることができる。会員が密集する状況を減らす。

## 6.段階的な稽古の判断目安（表）

それぞれの地域における感染状況が異なることから、各自治体の方針に沿った柔軟な対応と、施設の規模等や会員数に応じた安全対策ができるよう十分配慮するようお願いいたします。

段階	感染拡大防止を目的とした各自治体からの「稽古中止」要請	各道場における活動	稽古内容	稽古人数の目安
段階 0	あり	不可	—	—
段階 1	なし	地域や施設における状況を考慮した各道場・団体の責任者の判断に基づき段階 1 から段階 4 のあいだで稽古を実施することができる	単独稽古および相対稽古 (稽古相手変更不可)	2 名につき畳 4 枚分のスペース
段階 2			単独稽古および相対稽古 (稽古相手変更可)	密集状態を避ける
段階 3			通常稽古	密集状態を避ける

※稽古実施にあたっては、本ガイドラインの「稽古実施時における留意事項」を遵守してください。

※段階をあげるためには各道場・団体が定めた一定の期間を経て徐々に行ってください。

※段階の移行については、事前に会員に対して告知を行う等、会員の心情に十分に配慮するよう努めてください。

※マスクの着用については医療用 N95 のマスクは酸素不足などが懸念されているので、避けるようにしてください。

各道場の具体的な対応については以下のリンクをご覧ください。  
本部道場稽古についてのお知らせ（令和3年10月27日更新）  
[http://www.aikikai.or.jp//pdf/2021/dojo-revised\\_jp20211027.pdf](http://www.aikikai.or.jp//pdf/2021/dojo-revised_jp20211027.pdf)

最後に

罹患は誰にでもあり得ることです。罹患をした本人や家族を差別することは、決して許されることではありません。道場内で罹患者が出てしまった場合、差別や退会を求めるようなことをしないようにしてください。

また、現在、家庭内感染もひろがっていると言われております。新型コロナウイルスのリスク許容度は人それぞれで不安に思う度合いも人それぞれです。ですから、会員の方には家族の同意を得て稽古に参加するよう促して頂きますようお願い致します。

<参考ホームページ>

厚生労働省

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和3年8月25日変更）

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryou/kihon\\_r\\_030825.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_030825.pdf)

新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（令和2年5月29日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000635389.pdf>

「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_coronanettyuu.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_coronanettyuu.html)

新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_0001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_0001.html)